

令和5年度越谷市社会福祉審議会

第3回障害者福祉専門分科会・第5回児童福祉専門分科会

会議録

日時：令和6年2月5日（月）

15：30～16：40

場所：越谷市役所本庁舎8階

第1委員会室

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（16名）

○出席委員（10名）※うち3名は書面協議

高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
高橋 忠	副分科会長	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
宮下 昭宣	委員	越谷市聴覚障害者協会
新美由美子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
朝日 雅也	分科会長	埼玉県立大学名誉教授
角田 範夫	委員	公募委員

○欠席委員（6名）

高橋 一夫	委員	ロービジョン友の会アリス
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
古野 量平	委員	越谷公共職業安定所
長島 祐輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
友野由紀恵	委員	公募委員

●児童福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（11名）

佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
中岡 朋代	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
田島 昌子	委員	越谷市小学校長会
齋藤 宏之	委員	埼玉県越谷児童相談所
越智 幸一	分科会長	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
宮地 さつき	委員	文教大学人間科学部人間科学科
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
安井 弘恵	委員	公募委員
後藤 孟司	委員	公募委員
平川 好子	委員	公募委員

○欠席委員（6名）

関根 英子	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
五味田 真紀子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
高橋 奨	委員	越谷市商工会議所
近藤 明生	委員	越谷市PTA連合会
長島 裕輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校

※佐藤勝委員と長島裕輔委員は、両分科会を兼務

○事務局出席者（14名）

小田 大作	福祉部長
富岡 章	子ども家庭部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
佐久間敏彦	子ども家庭部子ども施策推進課副課長
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
黒沢 和人	福祉部障害福祉課副課長
杉野 一樹	福祉部障害福祉課副課長
平塚友紀子	子ども家庭部子ども福祉課子ども安全室長
高橋 成人	福祉部障害福祉課主幹
渡部 圭介	子ども家庭部子ども福祉課主幹
木村 覚	福祉部障害福祉課主査
野中奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主査
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
坂田憲太郎	福祉部障害福祉課主事

1 開会

開会后、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数16名のうち10名（うち3名が書面協議）が、児童福祉専門分科会は委員総数17名のうち11名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。

続いて、朝日分科会長から挨拶をいただいた。

2 議事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事を進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者1名が入場した。

○協議事項（1）第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画案について

事務局から資料1～3に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

答申の1段落目の3行目、「障がい者（児）支援体制の構築」とあるが、構築ではなく拡充など別の表現があるのではないか。構築という言葉はいくつか出ているので検討していただきたい。2段落目の3行目、「児童発達支援センターの機能を強化して地域の体制を整備する等についての新たな考え方が追加されています」とあるが、追加というのは付け足しているということなので、表現的には「提起されている」といった方が重みがあるのではないか。3段落目の1行目、「施策の方向を明らかにする」は「施策の方向を示す」の方が、2行目「基本理念である」は「基本理念が示す」の方が良いのではないか。5行目に「7つの成果目標」とあるが、成果とはできあがっているものことなので、文脈から言うと「到達目標」ではないか。3段落目の7行目、「障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用意向」は意向で正しいのか。「利用状況」ではないのか。4段落目の2行目、「本市におけるライフステージの各段階で一貫性及び連続性のある」は同

じことを二度言っているので、「本市におけるライフステージで一貫性及び連続性のある」の方が良いのではないか。

【議長】

「7つの成果目標」については、国の基本指針の表現をそのまま受けざるを得なかった部分もある。利用意向については、意思決定支援において本人の意向をまず確認することが必要とされているので、敢えて「利用意向」としたのではないか。

【事務局】

表現に関するご意見については、参考にさせていただきもう一度検討したい。内容をご承認いただければ、この形で進めたい。

【議長】

表現等については、両分科会長に一任で修正のうえ、答申として取りまとめさせていただきたい。また、障害者福祉専門分科会については、書面協議の回答を踏まえ、分科会長一任により議決とすることによろしいか。(承認)

○協議事項(2)第6次越谷市障がい者計画策定基本方針(案)について
事務局から資料4に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

基本方針の3ページ、「(4)市民からの意見聴取」のアンケート調査の対象者として、例えば聴覚障がい者など個別の障がいについて表記はしないのか。また、「その他市民」と表記があるが、もっと広く市民を表す別の表現があるのではないか。団体ヒアリング調査等は、市の側が話を持って行って要望など聞くのだと思うが、障がい者団体等から申し入れが来ているように思う。その際はどのように対応しているのか。

【議長】

対象者の表記については、障がい者関連の福祉法に基づき、聴覚障がい者や視覚障がい者は、「身体障がい者」の中に包含されていると思われる。「その他市民」という表現には私も違和感がある。障がいのない方を特に抽出して聞いているのではないので、障がいの有無に関わらず調査が回ってくるかもしれない。広く市民、障がいのある方を含む全ての市民という意味合いではないか。団体ヒアリング調査等については、聞き取りだけでなく、申し入れがあった場合についても広くヒアリングとするという考え方もあるかもしれない。

【事務局】

聴覚障がい者は身体障がい者に包含する形で表記している。「その他市民」については、ご意見を踏まえ、表現を検討したい。団体ヒアリング調査等については、計画策定にあたって改めて実施する団体ヒアリング調査の方法を基本方針には記載しているが、日頃より計画に限らず各団体からご意見・ご要望をいただく機会があり、そこでいただいたご意見等は集約し記録している。それらも含めて計画の参考資料にできればと考えている。

【委員】

確認だが、全国にある身体障害者福祉会には視力障がいや聴力障がいのある方は含まれているのか。難病については、外見等からはわからないが、苦しんでいる方がいる。そのような方に対応できるような構えにさせていただきたい。

【議長】

身体障害者福祉会は肢体不自由の方などを中心とした団体だが、ここでいう身体障がいとは全て含んでいる。団体ヒアリング調査等の中できめ細かく障がいの種別に応じた対応が求められてくるのかもしれない。難病は外見等からは理解されにくいので、アンケート調査の項目の中で掘り下げていくのではないか。

【委員】

アンケート調査の内容について、サービス等を受ける側と事業所などサービスを提供する側で、聞くべきことが異なると思うが、どのように実施するのか。

【議長】

現行計画策定の際に実施したアンケート調査でも対象者によって様式や質問内容が違っており、それが相互に影響し参考になっているが、今回もそのような認識でよろしいか。

【事務局】

おっしゃるとおり、対象者によって質問内容を変更する予定である。

【委員】

資料4の1ページに「他計画との連携・調整を図ったものとする」という記載があるが、これに疑念を感じる。資料1のパブリックコメントの結果を見て、この審議会の継続性に疑問を持った。パブリックコメントの意見の中には私と同じような意見を持っている方がいることを感じた。資料1の3ページ、12番の入所施設についての意見で、「待機人数が多いのに対応しないのはなぜか」と書かれているが、これは前回、前々回に私も言ったことである。リクエストが強いのであればそれ相応の対応をしなければならない。行政は施設入所ではなく在宅という方向で進めているように感じる。パブリックコメントで指摘している方がいるが、回答に具体性がなく、審議会で提起した問題の解決策には結びつかない。他にも「徘徊」に関する意見があったが、そのような問題に対し具体的にどのように施策を実施し、市民生活にプラスになったのかを明らかにさせなければならない。パブリックコメントの結果を顧みてプランニングするという段階には一連の継続性がある。そこをもう少し丁寧に進めて欲しい。

【議長】

入所待機者が多いことについては、入所待機者がなぜ待機しているのかきちんと調べるべきだと考えている。入所待機をなくすために施設をつくるのではなく、地域の中で暮らしていけるようにするべきだという立場である。なぜパブリックコメントの意見への対応がその他のDの扱いなのかもう少し説明する必要があるのではないか。

【事務局】

計画案に対するパブリックコメントであったため、計画案に対するご意見と計画案以外の施策等に関するご意見等で表記を分けさせていただいたが、計画案以外についても、貴重なご意見として承っている。

また、施設入所については、待機者が多いということで、前回からご議論をいただいている。会議の継続性に関連して申し上げますと、前回11月の会議の際の素案では、施設入所者について、「施設への入所待機者が多い状況であるから、県の考え方を踏まえて施設入所者の削減に関する具体的な目標は設定しない」という形で提案させていただいたが、会議でいただいたご意見をもとに事務局で検討し、資料2の6ページにあるように「地域生活への移行希望者に対し、グループホームへの入居支援等を行っていくとともに、待機者に対しても在宅での生活支援等を行っていく」という形で対応させていただいた。その後パブリックコメントでも同様の意見をいただいているので、何ができるのか現在も検討しているところである。このようなことも踏まえながら、今後施策を進めていきたいと考えている。

【委員】

アンケート調査について、その他市民や障害福祉サービス事業所等を対象に含めるとあるが、聴覚障害者協会と協調しながら活動を行っている手話サークルは、その他市民に入るのか。

【事務局】

アンケート調査の「その他市民」の対象は、団体ではなく、無作為抽出された個人が対象になる。手話サークルについては、団体ヒアリング調査等でご意見を伺うことになると思われる。

【委員】

団体ヒアリング調査は以前にもあったと思うが、アンケート調査に関しては抽選のような形になるのか。

【議長】

障害福祉サービス事業所等には今のところ手話サークルは含まれておらず、その他市民については、無作為で抽出されるので、手話サークルに所属される方が個人として対象となる可能性があるということではないか。

【事務局】

おっしゃるとおりである。

【委員】

資料1の意見13番への回答が「ご要望として承ります」となっていることについて、承っただけでその後どうなるのか。一所懸命やってできなかったのと、最初からやらなかったのでは全然違う。この審議会の委員の任期は3月で終わりと聞いているが、もっとやりたい人を選考してもらいたいようなことがあっても良いのではないか。

【事務局】

パブリックコメントの意見13番の対応区分を「D：その他」としたのは、計画案以外の施策に関するものであるためであり、貴重なご意見として施策の検討段階で参考にさせていただきたい。審議会の委員選考については、福祉総務課で手続きを進めているところで、公募委員の受け付けは既に締め切っている。

【委員】

もっとはっきり答えていただきたい。引き続き公募するのか、1回やった人は遠慮するようにということなのか。

【事務局】

公募委員は1期3年間で運用している。来期の委員は既に所管課の方で募集をして締め切っている。現在の委員の任期は今年の5月までとなる。

3 その他

事務局から、来年度は各分科会が単独開催になる旨の説明があった。

4 閉会

閉会に伴い、越智分科会長より挨拶をいただいた。

(以上)